

「しながわネウボラネットワーク」本格スタート

医療機関を活用した産後ケア（宿泊型）モデル実施

◇事業目的

退院の早期化傾向により、出産の疲れがとれないまま帰宅して育児を開始する産婦が増加している。特に、親の高齢化や介護などにより、実家を頼れず里帰りをしない産婦に対して、十分な休養や母子の生活リズムづくりの機会を提供するために、宿泊型の産後ケアを行う。宿泊中には、専門家の指導や産婦同士の交流を図ることにより、産後も安心して子育てできる切れ目のない支援体制を充実させる。

◇事業内容

1. 開始時期 予約：11月～、宿泊：12月～
2. 実施施設 指定医療機関
(NTT 東日本関東病院、東芝病院、昭和大学病院、聖路加産科クリニック)
3. 対象者 以下の全てを満たす者
 - (1) 品川区在住の初産の母子
 - (2) 里帰りをせず、体調不良や育児不安等がある
 - (3) 医療管理が必要なく退院許可されている
 - (4) 産後2カ月まで
4. 内容 指定医療機関に宿泊し、希望により母体ケア（母体の健康状態、乳房の手当て等）、乳児ケア（乳児の健康状態、体重・栄養等の確認）、育児相談、授乳指導、沐浴指導などの心身のケアや育児サポートを受ける場合の利用料を一部助成
5. 費用 1泊2日1万円、その後1日につき1万円
 - (1) 継続滞在型：出産した病院で産後ケアを受ける。上限2泊3日まで。
 - (2) 転院型：出産した病院以外で産後ケアを受ける。上限3泊4日まで。
(聖路加産科クリニックのみ)

◇事業予算 9,738千円



問い合わせ：

【産後ケア宿泊型】 品川区保健所 太田 品川保健センター所長 電話3474-2225
 【しながわネウボラネットワーク】 子ども未来部 高山 子ども育成課長 電話5742-6719

産後ケア（宿泊型）が はじまります

平成28年 11月予約、
12月から宿泊開始



品川区在住で初産かつ里帰りをしない方 が対象です。

産後2カ月までの初産のお母さんと赤ちゃんの生活リズムづくりのために、区が指定した医療機関で宿泊する際の費用を、出産した病院では2泊3日、転院の場合は3泊4日までの利用料を一部助成します。

申し込み・面談

※1（妊娠8カ月～利用予定日の2週間前）
母子手帳を持参の上、各保健センターへ（予約制）

利用決定（承認）

※2 ・助成額と自己負担金額の決定
・利用通知書の発行（品川保健センター）

仮予約・出産・本予約

区指定医療機関へご連絡ください

宿泊（産後ケア利用）

利用通知書を提示し、医療機関に自己負担金額をお支払ください（※2）

～産後ケアの内容～

産後の疲労回復、乳房ケア
育児のやり方、授乳方法
赤ちゃんの発育の観察

個別の相談など

～ご注意ください～

- ※1 申請書は区役所・各保健センターで配布するほか、区ホームページからダウンロードできます。
- ※2 自己負担額：1泊2日1万円
以後1日につき1万円追加。
多胎による追加料金あり。
減免制度あり。詳しくは裏面参照

～区指定医療機関～

区内

以下の病院で出産した方が継続して利用する
場合に限り、助成します（2泊3日まで）

NTT 東日本関東病院

東五反田 5-9-22 TEL：3448-6131

東芝病院

東大井 6-3-22 TEL：3764-0511

昭和大学病院

旗の台 1-5-8 TEL：3784-8000

区外

区指定医療機関以外で

出産した方も転院により利用できます。

（継続利用は2泊3日、転院は3泊4日まで）

聖路加産科クリニック

中央区明石町 1-24（最寄駅：築地）

TEL：5550-7177

〈問合せ先〉 各保健センター TEL/FAX

品川：3474-2903 大井：3772-2666

/3474-2034 /3772-2570

荏原：3788-7016

/3788-7900



品川区産後ケア（宿泊型）事業利用案内

利用できる方

出産後に里帰りをしないために、ご家族等からの十分な支援が受けられず、体調不良や育児不安があり、初産で産後2か月未満のお母さんと赤ちゃん

産後ケアの内容

- 母体ケア（母体の健康状態のチェックなど）
- 乳児ケア（乳児の健康状態、体重のチェックなど）
- 育児相談、授乳指導、休息、食事の提供、産婦同士の交流

利用方法

1. 利用申請

妊娠中の利用申請が必要です。妊娠8か月から利用予定日の2週間前までに、お住まいの地域を担当する保健センターへ事前に電話をしたのちに、利用者ご本人が母子健康手帳をご持参のうえお越しください。利用申請を受付後、区から承認通知を郵送します。出産後に利用を希望の方は各保健センターへご連絡ください。

2. 仮予約

利用の承認を受けた方は、ご自身で実施施設に電話等で利用日の仮予約を行います。

3. 本予約

出産翌日（原則）仮予約をした施設に電話等で利用日の本予約を行います。

実施施設及び連絡先

表面のとおり

自己負担額と利用期間

自己負担額（一般世帯）

単位：円

	実施機関	利用期間	1泊2日	2泊3日	3泊4日
出産病院	N T T 東日本関東・東芝・昭和大学病院・聖路加産科クリニック		10,000	20,000	-----
転院利用	聖路加産科クリニック		10,000	20,000	30,000

※非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除されます。住民税非課税世帯で品川区に申告をしていない方が減額を希望される場合は、最新年度の住民税課税証明書が世帯全員分必要となります。

※双子など赤ちゃんが複数の場合は自己負担額が追加となります。（赤ちゃんお一人につき1泊2日2,000円、2泊3日4,000円、3泊4日6,000円加算）

注意事項

★★★★★★ 必ずお読みください ★★★★★★

- 産後ケア（宿泊型）事業は品川区に住民票がある方が対象です。
- 産後1回の利用に限ります。
- 申請時、宿泊時は必ず母子健康手帳をご持参ください。
- 2世帯住居などで親と同居されている場合は原則利用できません。（親の就労・介護等で利用を希望する場合はご相談ください。）
- 本事業利用中に体調不良等となった場合は、病院への受診を勧めることがあります。この場合は、別途費用がかかります。詳細は病院へお尋ねください。
- 医療行為が必要な状態、または感染症の疑いがある場合は利用できません。
- キャンセルをする時
利用日の前日のお昼の12時までに予約した施設に連絡してください。これ以降のキャンセルや連絡なく利用がなかったときは、利用したものとみなし、再度申請・利用はできません。